

(2) 調査・勧告

ア 調査

当審査会は、海上自衛隊における特定秘密等漏えい事案について、令和4年12月26日の防衛省による公表に先立ち、防衛省から事案の概要について説明を聴取した。

その後、令和5年1月20日の審査会において、本漏えい事案の概要等について、改めて政府参考人から説明を聴取するとともに、質疑を行った。

(7) 政府参考人からの説明概要（令和5年1月20日審査会）

調査の結果、令和2年3月19日に、情報業務群司令が、既に退職しかつて上司であった秘密を取り扱う資格のないA氏に対して実施した情勢ブリーフィングにおいて、特定秘密、秘及び取扱い上の注意を要する情報を故意に漏らし、特定秘密保護法及び自衛隊法第59条第1項（守秘義務）に違反したことが判明した。

→漏えい事案の概要等は、「第2-3 勧告(1)」参照

(イ) 主な質疑及び答弁の概要

問1-1. 令和2年3月には今回の特定秘密漏えい事案が発覚していたわけだが、審査会への報告が余りにも遅いのではないか。

審査会の委員は、院で宣誓をしており、決して秘密を漏らすことはなく、捜査に影響を与えることもない。刑事告発の時点で、速やかに一報を入れるべきだったのではないか。

[令和5年1月20日審査会]

[答弁概要]

- ・審査会への報告が遅かったのではないかということについては、いろいろな御意見、御批判があることは承知している。
- ・今回の事案は、特定秘密の漏えいに関する初めての事案であり、1対1の場における口頭によるブリーフィングの中で生じたものであるため、情報業務群司令の発言した内容が特定秘密等の秘密情報に該当するのか否か、また、どのような経緯で情勢ブリーフィングを実施することになったのかなどについて、慎重に調査を行う必要があったため、非常に時間がかかってしまった。
- ・刑事告発の時点においても、捜査に影響を与えてはいけないとの当時の判断があった。

問 1-2. 捜査側から、公表を控えるよう要請があったのか。

[令和 5 年 1 月 20 日審査会]

〔答弁概要〕

- ・捜査に影響を与えてはいけないということで、防衛省の方で報告を控える判断をしていた。

問 1-3. ここまで公表が遅れたのは、むしろ何らかの政治的な意図があったのではないか。

[令和 5 年 1 月 20 日審査会]

〔答弁概要〕

- ・公表時期について、政治的な意図が働いたことはない。あくまで慎重な調査を行い、検察への書類送致に併せて公表した結果である。

問 2-1. 海上幕僚長の記者会見にて事案を公表するとの説明があったが、実際には、会見前には既に報道されていた。防衛省は情報管理ができていないのではないか。

[令和 5 年 1 月 20 日審査会]

〔答弁概要〕

- ・情報管理の努力をしていたが、結果として、公表前に報道がなされたことについて、誠に申し訳なく思っている。

問 2-2. 漏えいした特定秘密の内容について、立法府に対して説明していないようなことが報じられている。報道内容は真実か。

報道されている内容は特定秘密に該当するのか。もし報道内容が真実なら、調査するつもりはあるか。

[令和 5 年 1 月 20 日審査会]

〔答弁概要〕

- ・報道の内容は、防衛省として対外的に説明したものではなく、我々としては様々な憶測が飛び交っているということだと思っている。
- ・報道内容は、特定秘密には当たらないと考えている。今の時点では、調査する予定はない。

問2-3. 海上幕僚長の記者会見でも触れていない内容が報じられており、他にも特定秘密が漏れているのではないかと邪推される。同じような事案が起きないように、よほど厳しい認識を持つ必要があるのではないか。

[令和5年1月20日審査会]

〔答弁概要〕

- ・特定秘密でなくてもいろいろな情報が報道されており、情報管理について不安に思われるのはもったいである。特定秘密も含めて、それ以外のものについても情報管理をしっかり行っていきたい。各紙で報じられていることについては、率直に申し訳ない。

問3. 閉じられた組織の論理や視点で、実効性ある再発防止策ができるのか。再発防止策を検討するに当たっては、第三者を入れて検討すべきではないか。

[令和5年1月20日審査会]

〔答弁概要〕

- ・再発防止検討委員会で再発防止策の検討や他の同種の漏えい事案がないのかの調査を行っているが、当該調査は情報をしっかりと管理して行うべき事柄であるため、部外の第三者を入れて検討することは今のところ考えていない。
- ・他方で、再発防止検討委員会の委員の中には、防衛監察本部のトップである元検事の防衛監察監が入っている。徹底的に各種の事案について確認できると考えている。

問4. 今回の漏えい事案が発生してから、再発防止策が講じられぬまま何年か経過しているため、同種の事案が起きていないか危惧している。現在調査中の刑事告発をしている事案は、他にあるか。

[令和5年1月20日審査会]

〔答弁概要〕

- ・今まさに再発防止検討委員会において同種の事案がないか調査をしている。

- ・御指摘はそのとおりであり、今後、何か事案が起きた場合には、極力迅速に調査を行い、結果を早急に取りまとめたい。

問5. 情報業務群司令とA氏は、二人きりで情勢ブリーフィングを実施しているにもかかわらず、どのように漏えいが発覚したのか。

[令和5年1月20日審査会]

〔答弁概要〕

- ・ブリーフィングの依頼は、当時の自衛艦隊司令官、情報主任幕僚、情報業務群司令に対して行われていたため、情勢ブリーフィングが行われていること自体は、情報業務群司令以外も知り得たところである。

問6-1. なぜ、A氏は秘密情報を必要としたのか。

[令和5年1月20日審査会]

〔答弁概要〕

- ・A氏は、退職後、いろいろ講演などをしており、退職してしまうと新しい情報が得られなくなるため、そうした新しい正確な情報を確認したいということで、情勢ブリーフィングの依頼が行われたと承知している。

問6-2. 元防衛省職員（以下「元職員」という。）に知見を適切に発揮してもらうには、情報との向き合い方、関わり方について線引きをしっかりと整理することが必要である。それでなければ、国益にプラスに働かないと考えるがどうか。

[令和5年1月20日審査会]

〔答弁概要〕

- ・今後も元職員の様々な知見を活用する必要がある。元職員との関係については、再発防止の中でしっかりと検討していきたい。また、自衛隊の施策の現状や取組について、秘に当たらない資料などを使いながら、適切な形で元職員に説明していく必要があると考えている。

問7. 特定秘密を取り扱う者が、自分の取り扱う特定秘密がどれだけ重要なものなのかということ十二分に認識することが重要であり、漏えいした場合には懲戒免職を始めとする罰則があるという認識を改めてしっかり持つことが必要なのではないか。

[令和5年1月20日審査会]

〔答弁概要〕

- ・本漏えい事案が生じた要因として、特定秘密がどれだけ重要であるかという基本認識の徹底がきちんとされていなかったということがある。特定秘密を取り扱う者全員にそうした保全意識を徹底させることをしっかりと考えていきたい。

問8. 今回の漏えい事案について、米国には説明しているのか。説明している場合にはどのようなルートで、どのような反応があったか。

[令和5年1月20日審査会]

〔答弁概要〕

- ・米国とのやり取りに関しては、米国方との関係もあるのでお答えは差し控えたい。

○委員からの指摘事項

- ・初めて特定秘密の漏えい起きたこと自体が重大な事実であるから、刑事告発を行う段階で、審査会に一報を入れるべきであった。審査会委員は、審査会で聞いた情報を口外できないのだから、捜査に影響を及ぼしようがないと考える。
- ・特定秘密の漏えい事案があった場合、審査会にどういう段階で連絡するのかということについては、ルール化する必要がある。

イ 勧告

令和5年1月20日、当審査会は、本漏えい事案について調査を進め、調査の結果、防衛省における情報保全体制等の改善が必要であると認め、国会法第102条の16及び衆議院情報監視審査会規程第21条の規定に基づき、行政における特定秘密の保護に関する制度の運用について改善すべき旨の勧告及びその結果とられた措置の報告要請を行うことに、協議決定した。

同日、細田議長を経由して、浜田防衛大臣に対し、防衛省における特定秘密の保全体制等の改善に関する勧告及びその結果とられた措置の報告要請を行った。

その内容は、次のとおりである。



小野寺会長から細田議長に勧告の公文書を手交（令和5年1月20日）

防衛省における特定秘密の保全体制等の改善に関する勧告

今般、海上自衛隊において特定秘密等の漏えいが生じたことが明らかになった。本事案は、平成26年の特定秘密保護法施行以来、初の特定秘密漏えい事案である。

我が国を取り巻く安全保障環境が一層厳しさを増す中、防衛省・自衛隊に対する国民及び同盟国・友好国の信頼を著しく損なう事案が生じたことは極めて遺憾である。また、本事案が自衛隊内の特殊かつ厳格な上下関係に起因して発生していることから、今後も同種の事象が生じることが危惧される。

衆議院情報監視審査会は、調査の結果、防衛省における情報保全体制等の改善が必要であると認め、国会法第102条の16及び衆議院情報監視審査会規程第21条の規定に基づき、次の諸点について措置すべきものと勧告するとともに、当該勧告の結果講じられた措置について報告を求める。

記

- 1 現職の自衛隊員による退職自衛隊員に対するいわゆる「情勢ブリーフィング」がどの程度行われているのか、また、本事案の他に特定秘密及びその他秘密情報の漏えいが生じた事例がないか、速やかに調査を行うこと。
- 2 機微な情報を取り扱う立場にある者が、退職自衛隊員に「情勢ブリーフィング」を行う際の厳格な規範を設けること。
- 3 退職した自衛隊員及び今後退職する自衛隊員に対し、立場を利用して機微な情報提供を求めることがないよう防衛省として周知及び教育を徹底すること。
- 4 本事案は、自衛隊内の職務上の上司と部下の関係及び遵法精神の欠如に起因して発生していることから、情報保全教育の内容を見直した上で、幹部職員をはじめとする全自衛隊員に対する教育を徹底すること。
- 5 退職自衛隊員を含む外部の者及び防衛省・自衛隊内部における円滑な情報交換を過度に制限し、我が国の安全保障政策や自衛隊に対する国民の理解の妨げにならないよう十分に配慮すること。
- 6 以上のほか、防衛省は、本事案の重大さについて深刻に受け止め、改めて情報管理の重要性を認識するとともに、実効性ある再発防止策を講じ万全を期すること。

以上